

重点1

重点2

重点3

3 重点的な推進項目における取組内容

重点課題3 課題を抱える子ども・家庭への「切れ目のない支援」

(1) 背景と課題

すべての子ども・若者がすこやかに成長し社会的に自立するためには、一人ひとりの成長・発達段階に応じた情緒の形成や能力の獲得が必要であり、そのためには、家庭・地域・行政がそれぞれの役割を担いながら、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支える必要があります。

「子どもの貧困」「児童虐待」「困難な課題を抱える子ども・若者」については、特に子ども・若者のすこやかな成長と社会的自立の阻害要因となる社会的課題です。これらの課題は、例えば、子どもの貧困とはその家庭が経済的に困窮しているという「状態」であり、その状態の解消に向けたさまざまな取組が必要であると同時に、それが「原因」で、児童虐待や、ひきこもり等の困難な状況に陥るといった「事象」が発生するなど、1つの課題からその家庭の背景にある要因を紐解くと、抱える課題は複雑・多様で、かつ複合的で場合によっては重複していることから、さまざまな個別課題を取り除く支援を一人ひとりきめ細かに行っていくことが必要です。

こうしたことから、前期計画では、第5章「子ども・若者を取り巻く個別課題への対応」において、子どもの貧困対策の推進、児童家庭支援・児童虐待対策の推進、困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進の3つの社会的課題を取組の柱として位置づけ、取組を推進してきました。

(1)-1 こどもの貧困対策

本市では平成29(2017)年11月に「こどもの貧困対策の基本的な考え方」をまとめ、すべての子ども・若者が次代を担う市民として成長・自立していくためには、経済的な問題のみならず、個々の多様な課題を一つひとつ紐解いて解決していくという地道な対応が重要であるとして、幅広い分野にまたがるこどもの貧困対策について、平成30(2018)年3月に策定した「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に位置づけ、必要な取組を総合的に進めてきました。

その後、国においては令和元(2019)年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正されるとともに、同年11月には「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定され、子育てや貧困を家庭だけの責任とせず、地域や社会全体で課題を共有し、子どもを第一に考えた包括的かつ早期の支援が必要であることや、特に妊娠・出産期から社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築が求められており、困窮する家庭の背景が多様であること、支援が届いていない、又は届きにくい子どもや家庭に配慮して対策を推進する必要があることなどが大綱に盛り込まれました。

こうした状況を踏まえ、令和4(2022)年3月に策定した前期計画においても基本的考え方及び取組の方向性を継承し、教育・福祉・保健・医療・雇用等、幅広い分野にわたるこどもの貧困対策に資する取組を総合的に推進してきました。

※重点課題3では、困りごとや支援が必要な状況がある、又はそのおそれがあるなどの子ども・家庭を、「課題を抱える子ども・家庭」と表現しており、そうした状況をできる限り早期に発見し、予防や必要な支援に繋げていくという考え方のもと、それぞれの推進項目を位置付けています。

重点1

重点2

重点3

(1)-2 児童家庭支援・児童虐待対策

本市では、児童虐待の相談・通告件数の増加と痛ましい事例の発生を踏まえて、子どもを虐待から守る取組の推進と、こどもの安全とすこやかな成長が守られる社会の形成を目的として、平成24(2012)年10月に「川崎市子どもを虐待から守る条例」を制定しました。

また、児童家庭支援・児童虐待対策を強化し、「虐待のないまちづくり」を推進するため、平成25(2013)年3月に「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」を、平成26(2014)年2月には「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」を策定し、平成30(2018)年3月に策定した「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」においては、「こどもの貧困」、「困難な課題を持つ子ども・若者」とともに、子ども・若者のすこやかな成長と社会的自立の阻害要因となる3つの社会的な課題として位置づけ、課題に応じた対応策について、総合的に取組を推進してきました。

その後、平成28(2016)年および令和元(2019)年の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律等の改正により、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待の発生予防から自立支援までの一連の対策の強化、児童の権利擁護、児童相談所の体制整備、関係機関の連携強化等が示されました。

こうした状況を踏まえ、令和4(2022)年3月に策定した前期計画においては、これまで推進してきた児童相談所の体制強化をさらに進めるとともに、「虐待につながる恐れのあるケース」について、重篤化を未然に防止していくためにも、地域生活に身近な子育て支援の充実・強化、区役所における専門的な支援体制の構築・強化など、未然防止の取組を併せて推進し、児童家庭支援(予防)と児童虐待対策(介入)を両輪で推進してきました。

川崎市子どもを虐待から守る条例(平成25年4月施行)



重点1

重点2

重点3

(1)-3 困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進

「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者計画」として、平成28(2016)年3月に策定した「川崎市子ども・若者ビジョン」では、平成27(2015)年2月20日、多摩川河川敷で発生した中学生死亡事件を受け、事件の再発防止・未然防止に向けて、特に児童虐待・不登校・いじめ・非行対策に重点を置いた「重点アクションプラン」を位置づけ、取組を進めてきました。

子ども・若者がさまざまな生きづらさを抱え、居場所を失い、社会的な絆を断ち切れ、悩み、傷つき、生命が危険な状態に追い込まれる状況においては、子ども・若者の声なき声に耳を傾け、僅かなシグナルに気づき、SOSをしっかりと受け止めることが大切であることから、平成30(2018)年3月策定の「子ども・若者の未来応援プラン」において、引き続き「重点アクションプラン」の取組を継承し、地域の見守り体制を強化し、児童虐待や非行・いじめ防止の啓発に取り組むとともに、複雑・困難な課題を抱える子ども・若者とその家庭に対しては、専門的な児童支援の充実と、要保護児童対策地域協議会等のネットワークを活用した関係機関の連携強化により、適切な支援体制の構築を進めてきました。

その後、令和3(2021)年4月に策定された「子供・若者育成支援推進大綱」では、すべての子ども・若者が居場所を得て成長・活躍できる社会の実現をめざし、意見表明や社会参画を促進しつつ、社会総掛かりで健全育成に取り組んでいくことが掲げられました。

こうした状況を踏まえ、令和4(2022)年3月に策定した前期計画においては、基本的考え方は継承しつつ、これまで重点的に取り組んできた児童虐待・不登校・いじめ・非行の問題に加え、ひきこもりや発達に課題のある子ども・若者、ヤングケアラーなど、新たに表出した困難な課題等により注力するため、取組の方向性及び紐付ける推進項目については見直し、次の考え方にに基づき、困難な課題を抱える子ども・若者への支援に総合的に取り組んできました。

(1)-4 これまでの経過を踏まえた今後の取組の考え方

これまで「子どもの貧困」「児童虐待」「困難な課題を抱える子ども・若者」といった個別課題への対応を進めてきましたが、児童虐待やヤングケアラー、いじめ、不登校、ひきこもりといった「事象」は、依然として子ども・若者を取り巻く深刻な課題として存在しており、これらは経済的困窮、保護者の疾病や障害、保護者自身の複雑な成育歴など、生活の基盤に関わる困難な「状態」が長期的・複合的に積み重なった結果として現れることが考えられます。これらの状態が放置されてしまうことで子どもや保護者が孤立し、結果として子どもの成長を阻害する「事象」が顕在化するおそれがあります。

こうした困難な状況にある子どもや家庭は、経済的な問題だけでなく、生活全体にわたる多様な課題を抱えており、支援が必要であるにもかかわらず、支援の網から漏れてしまうことも少なくありません。また、こうした環境におかれた子どもは、自分らしく成長し、社会の中で自立していくための土台となる安心できる大人との愛着関係の構築、他者との信頼関係の形成や日々の生活習慣の獲得など、年齢相応に身に付けることが難しいことも考えられます。

そのため、地域の中で子どもや家庭の変化に気づき、課題を抱える子どもや家庭をできる限り早期に把握し、それぞれの状態に応じた支援へと繋げていくためのしくみづくりを進めることが重要であり、教育・福祉等の関係機関がそれぞれの強みを活かしながら連携し、適切に情報共有を図りながら、子どもや家庭の状況を丁寧に確認し、個別のニーズに応じて多面的な支援を組み合わせる継続的に見守り支えることが必要です。

こうした考えのもと、重点的取組1及び2に加え、重点的取組3として、課題を抱える子どもや家庭ができる限り早期に適切な支援につながり、必要な支援を受けられるよう、教育・福祉等の関係機関の連携を一層促進し、年齢や分野によって途切れることのない、切れ目のない相談支援体制の強化を進めていきます。

(1)-5 課題を抱えるこども・家庭を取り巻く状況等

近年、こどもの出生数が減少する一方で、支援を必要とする妊産婦や児童虐待相談・通告件数は増加傾向にあり、地域とのつながりが希薄な中で出産・子育てに孤立感や負担感を抱えている保護者が多い状況にあります。

妊娠期から出産・子育て期にかけては、地域の関係機関が連携しながら家庭に寄り添い、切れ目なく支援を行う中で、各家庭の状況を把握し、必要な場合には、適切な支援に繋げていくことが重要です。

学齢期については、学校や地域へこどもの生活の活動の場が広がり、基礎学力とともに、自己肯定感を育み、社会的自立に向けた基礎能力等を身に付ける大切な時期となっていますが、中には、本来、家庭等で身に付ける愛着関係や基本的信頼感、基本的生活習慣などが身につけていないこどももおり、そうした課題が年齢を重ねて表出し、家庭関係不調和や集団生活の中での生きづらさを感じてしまうこともあります。家庭環境や人間関係、学習への不安などから学校に行きづらくなるこどもの増加や、ヤングケアラーや児童虐待など、家族が抱える課題が原因となり、こどものすこやかな成長が阻害される状況も生じています。

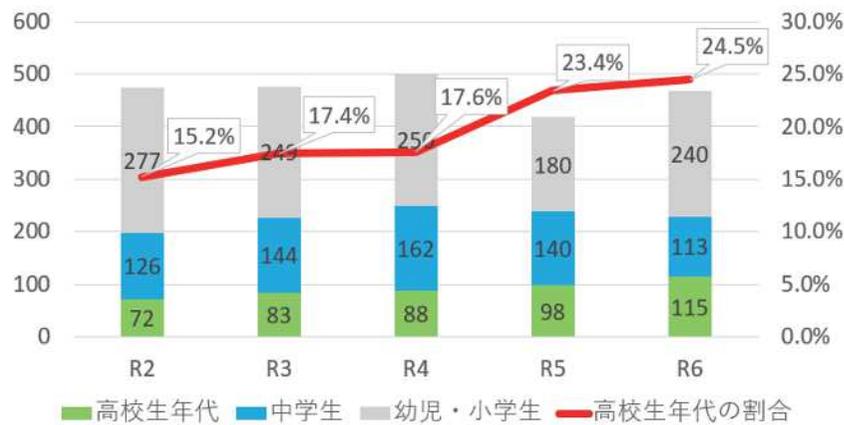
このような課題を抱えるこども・家庭においては、保護者の病気や障害、育児への不安、経済的な困難など複合的な要因が重なっている状況も考えられ、課題の深刻化を防ぐためには、地域の関係機関の大人が日常的なかかわりの中でこどもが発信するSOSに気づき、福祉的な支援が必要なこどもをできるだけ早期に把握し、適切な支援につなげるとともに、関係機関の連携や多職種協働によるチームアプローチを通じて家庭の状況を丁寧に確認し、適切な支援につなげる支援体制の強化や、活用できる福祉サービスの充実が求められています。

また、こどもの人口が減少する中、児童相談所による一時保護の対象となるこどもの状況は変化しており、近年は一時保護される年齢は小学生以上が多く、約半数が中高生となっています。特に高校生年代のこどもは、一時保護開始から自立が求められるまでの期間が限られていることから、家庭に戻る事が難しい場合には、進学や就職を見据えた準備を含め、一人ひとりの状況に応じ、安定した生活基盤を築くための支援を早期かつ継続的に行うことが必要です。里親家庭や児童養護施設、自立援助ホームなど社会的養護の受け皿の充実とともに、関係機関が連携した里親への支援体制の強化や施設等の専門性向上、自立支援策の充実を図ることが必要です。

市内児童数に対する通告件数の推移



児童相談所による一時保護件数の推移



重点1

重点2

重点3

(2) 重点的取組の内容

推進項目1 課題を抱える子どもを早期に発見し支援に繋げるしくみづくり

支援が必要な子どもや家庭の早期発見と対応に向けて、各区地域みまもり支援センターや児童相談所などの専門機関が連携し、子どもの安全確保と健全な育成を支える体制づくりを進めます。児童福祉法に基づく「子ども家庭センター」機能を地域みまもり支援センターに位置づけ、母子保健と児童福祉を一体的に推進することや、関係機関との連携により、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を推進します。

また、学齢期になると子どもの活動範囲が広がり、一人ひとりの子どもへの福祉的関わりの場数が少なくなることから、子ども自らが困ったときや相談したいときにSOSを発信しやすい環境づくりを進めるとともに、子どもが多くの時間を過ごす学校をはじめとする関係機関や地域の大人が子どもを見守り、日常的な関わりの中で子どもが発信するSOSに気づき、必要な支援に繋ぐことができる環境づくりを進めます。

具体的には、教育・福祉・保健・医療等を担う関係機関が連携し、それぞれの専門性を活かした的確なアセスメントに基づく計画的な支援の推進や、課題を抱える子ども・家庭に関する情報共有のしくみの構築など、特に学齢期の子ども・家庭への相談支援体制を強化し、支援が必要な子どもを早期に発見し支援に繋げるしくみづくりを進めます。

適切な連携・情報共有に

よる効果的な
支援体制の構築

学校教育分野の取組

- 客観的かつ継続的なアセスメント等の実施
- 情報共有による支援の連続性の確保
- 児童生徒一人ひとりに応じた多様な学びの場の確保
- 関係局と連携した児童生徒の居場所づくり
- わかりやすく、アクセスしやすい情報提供
- 関係機関等と連携した保護者支援の実施
- 専門的知識やスキルの向上に向けた研修の充実
- 専門職等によるサポート体制等の強化

保健福祉分野の取組

- 妊娠期から出産・産後にかけて切れ目のない支援
- 保健福祉分野の保護者・子どもへの普及啓発
- 保健福祉につながってきた子ども・保護者への多職種協働によるアセスメント
- 幼保小・各学校との連携強化
- 放課後等の子どもの居場所の確保と孤独・孤立の予防
- 課題を抱える子ども・家庭を支える福祉サービスの充実
- 保健福祉分野の専門職の人材育成
- 関係機関と連携した相談支援体制の強化

重点1

重点2

重点3

推進項目1 課題を抱える子どもを早期に発見し支援に繋げるしくみづくり(1/4)

| 取組 | 取組内容 |
|-------------------------------------|--|
| 幼保小連携の推進 | 幼稚園、保育所、小学校の職員が相互に理解を深め、発達の連続性を踏まえた子どもの育ちを支援することを目的として、関係者間の情報交換や子ども・教職員の交流等を実施するとともに、支援の連続性の確保等を含め、幼保小連携に向けた関係団体、関係局等との連携強化を進めます。 〔事務事業〕 P80 保育・幼児教育の質の維持・向上事業 |
| きめ細やかな指導の推進 | 各学校においては、すべての子どもが「分かる」ことをめざして、一人ひとりのつまずきや学習の遅れなど、子どもたちの多様な学習状況に対して、よりきめ細かな対応を図る習熟の程度に応じた少人数指導など、個に応じた取組を推進します。 〔事務事業〕 P102 きめ細やかな指導推進事業 |
| 定時制生徒の自立支援の推進 | さまざまな課題をもつ定時制生徒に対し、相談・個別サポートに加え、進路や将来について相談アドバイスができるキャリアサポートや生徒同士の学び合い等、学びの場を提供する学習サポートの充実を図り、定時制生徒の将来の自立に向けた、学習や就職等の相談・支援を推進します。 〔事務事業〕 P103 高校改革推進事業 |
| 児童虐待、非行、不登校の未然防止・重篤化予防に向けた関係機関の連携強化 | 「川崎市教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る協定」を適正に運用し、健全育成等の取組を充実します。 〔事務事業〕 P104 豊かな心を育む体験活動推進事業 |
| 教育活動に対する支援体制の充実 | 教育活動サポーターの配置により、児童生徒への学習支援・相談の充実など、教育活動に対する支援体制の充実を図ります。 〔事務事業〕 P104 豊かな心を育む体験活動推進事業 |

重点1

重点2

重点3

推進項目1 課題を抱える子どもを早期に発見し支援に繋げるしくみづくり(2/4)

| 取組 | 取組内容 |
|-------------------------|--|
| 安全・安心な学校給食の提供による健康給食の推進 | 児童生徒の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。 〔事務事業〕 P105 健康給食推進事業 |
| 健康教育によるすこやかな学校生活の促進 | すこやかな学校生活を送るため、健康診断等の実施、学校医等の配置を行うとともに、望ましい生活習慣の確立、心の健康保持、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、健康教育の充実を図ります。 〔事務事業〕 P106 健康教育推進事業 |
| 関係機関が連携した児童生徒への支援体制等の整備 | 学校等で使用するアセスメントシートや個別の教育支援計画の共通化・電子化、医療や福祉等の関係局、関係機関と連携した児童生徒のアセスメント及び支援に向けた検討、支援の連続性の確保に向けた情報共有のルールの明確化の検討など、関係機関が連携した支援体制等の整備に向けた取組を進めます。 〔事務事業〕 P106 特別支援教育推進事業 |
| 保護者の安心につながる支援等の充実 | 保護者向けパンフレットやSNSを活用した特別支援教育・不登校対策に係る情報発信や、医療や福祉等の関係局の支援に関する情報も含めたポータルサイトの整備に向けた検討、不登校対策に係る保護者向けピアサポートの導入など、保護者の安心につながる支援等の充実に向けた取組を進めます。 〔事務事業〕 P106 特別支援教育推進事業・P107 不登校対策推進事業 |
| いじめや不登校等の未然防止に関する普及啓発 | 豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、SOSの出し方・受け止め方教育の推進や共に学び、協力し合う力の育成等により、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。 〔事務事業〕 P107 共生・共育推進事業 |

重点1

重点2

重点3

推進項目1 課題を抱える子どもを早期に発見し支援に繋げるしくみづくり(3/4)

| 取組 | 取組内容 |
|----------------------------------|--|
| 不登校対策の推進 | <p>「川崎市不登校対策の充実に向けた指針」に基づき、「(仮称)校内教育支援センター」など校内での支援を充実させるとともに、ゆうゆう広場やICTを活用した学習支援等の多様な学びの場の確保を図るなど、不登校児童生徒一人ひとりの社会的自立に向けて、本市の不登校児童生徒への支援を総合的に推進します。</p> <p style="text-align: right;">〔事務事業〕 P107 不登校対策推進事業</p> |
| 課題を抱える学齢期の子どもへの支援推進 | <p>スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、支援教育コーディネーターを配置し、いじめ・不登校等の課題を抱える子どもへの相談対応を充実させるとともに、長期欠席傾向のある児童生徒の情報共有と関係機関との連携により、福祉制度や生活支援への早期連携を推進します。</p> <p style="text-align: right;">〔事務事業〕 P108 児童生徒支援・相談事業</p> |
| 教職員やスクールカウンセラー等の人材育成の推進 | <p>教職員の役割や経験に応じた対応力の向上等、研修の見直しを進めるとともに、医療や福祉等の関係局と連携したスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職の人材育成の取組など、専門的知識やスキルの向上に向けた取組を進めます。</p> <p style="text-align: right;">〔事務事業〕 P108 児童生徒支援・相談事業</p> |
| 教育分野におけるSOSが発信しやすい環境づくりと相談・支援の実施 | <p>いじめや不登校、子どもの発達などの相談窓口や、ネットトラブルにあっていない子どもたちや保護者からの電話やメールでの相談窓口を設置し、多様な相談機能により、子ども・若者のSOSに気づき、SOSが発信しやすい取組や、総合教育センターや教育相談室等において、不登校、いじめ、その他の学校生活における悩み等の相談・支援を実施します。</p> <p>また、総合教育センター内の特別支援教育センター相談室を窓口として、特別な教育的支援が必要な次年時就学幼児の就学相談を行います。</p> <p style="text-align: right;">〔事務事業〕 P108 児童生徒支援・相談事業</p> |

重点1

重点2

重点3

推進項目1 課題を抱える子どもを早期に発見し支援に繋げるしくみづくり(4/4)

| 取組 | 取組内容 |
|--|---|
| 妊娠期から出産・産後にかけた切れ目のない支援の推進 | 令和7(2025)年度から受診券方式を導入した妊婦健康診査を通じた医療機関や助産所との連携や、母子健康手帳の交付時や出産後の面談、両親学級、産後ケア事業などを通じて、正しい情報の発信とともに、育児不安の解消や産後うつ等の疾病の予防や早期発見のため、疾病の予防や早期発見、生活習慣の改善、相談支援などを行い、妊娠期から産後にかけた切れ目のない支援を推進します。 〔事務事業〕P117 母子保健指導・相談事業 |
| すべての乳幼児家庭との関わりによる早期発見・対応と関係機関と連携した支援推進 | 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問、新生児訪問等)や乳幼児健康診査を通じ、養育支援が必要な家庭の早期発見・対応を図るとともに、委託医療機関との連携を強化し、健診結果に基づくフォローアップや、発達相談支援事業を通じた継続的支援を実施します。 〔事務事業〕P117 母子保健指導・相談事業 |
| 児童福祉分野におけるSOSが発信しやすい環境づくりとSOSに気づく体制の構築 | 児童虐待防止センター、児童相談所虐待対応ダイヤル(189)、SNS相談等の実施により、虐待の通告や子育て不安への相談に迅速かつ的確に対応するとともに、児童虐待対応ハンドブック等を活用し、関係機関と連携してSOSに気づく体制を強化します。また、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンやアニメーション動画等を活用した啓発活動を展開し、社会福祉協議会等と連携した普及啓発を促進することで、社会全体で児童虐待・非行・いじめに取り組む意識の醸成を図り、安心して子育てができる地域づくりを推進します。 〔事務事業〕P120 児童虐待等対策事業 |
| 児童虐待の早期発見・未然防止に向けた関係機関との連携体制の整備 | 児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会や川崎市児童虐待防止医療ネットワーク(KCAP)をはじめとする児童虐待防止ネットワークの充実を図るとともに、各区地域みまもり支援センター・児童相談所・保育所・学校・警察・医療機関・司法等の関係機関との連携を強化し、子ども家庭相談支援体制の更なる充実を推進します。 〔事務事業〕P120 児童虐待等対策事業 |
| 区役所における相談支援体制の確保 | 各区地域みまもり支援センターに子ども家庭センター機能を位置づけ、母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を行うとともに、要保護児童対策地域協議会を通じて定期的な状況確認や関係機関との情報共有を通じて支援の継続性を確保します。 〔事務事業〕P120 児童虐待等対策事業 |
| 自殺対策に関連した普及啓発及び人材の養成等の取組 | 多様な主体と連携しながら、メンタルヘルスや自殺予防に関する普及啓発、学校出前講座等によるこころの健康づくり、ゲートキーパーの養成等を行い、子ども・若者の不安や悩みに寄り添い、必要な支援につなげていきます。 〔事務事業〕P134 メンタルヘルス・自殺対策事業 |

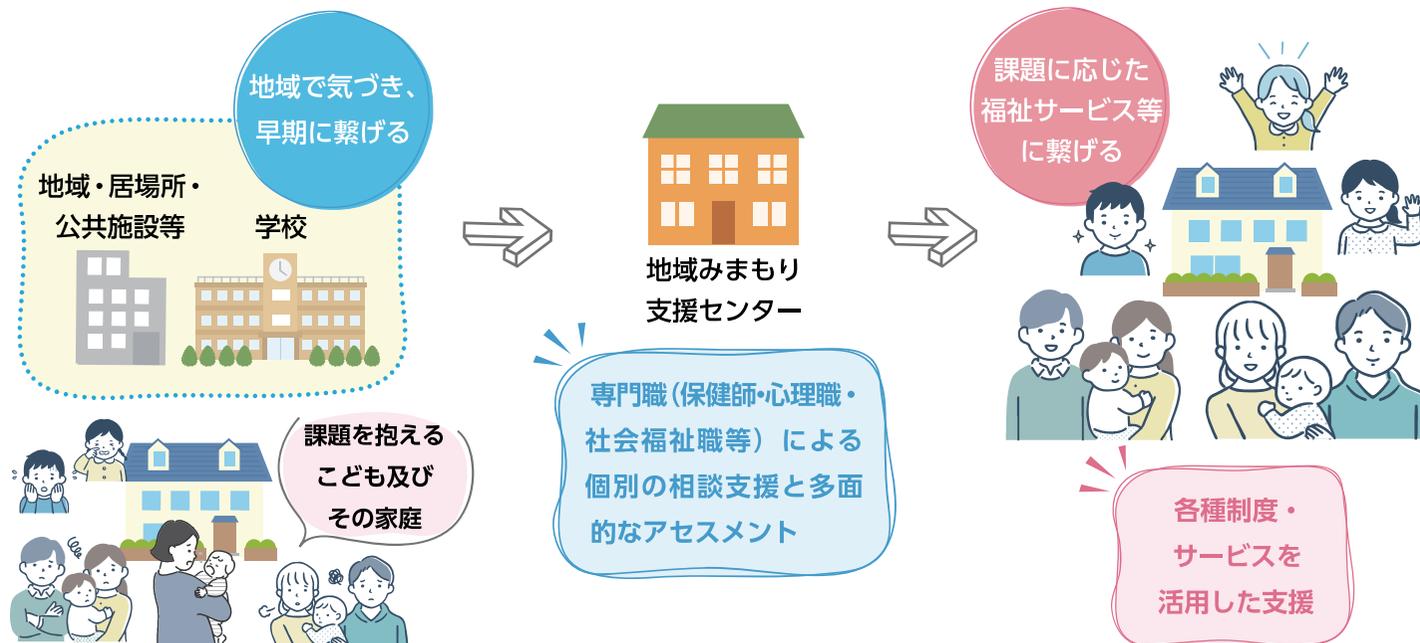
推進項目2 課題を抱える子ども・家庭への支援策の充実

支援が必要な家庭は、複数の要因が絡み合った生活課題を抱えていることが多く、適切な支援を行うためには、保健師、社会福祉職、心理職などの多職種による専門的なアセスメントを通じて、一人ひとりの状況を丁寧に見極めることが重要です。その上で、教育・福祉・医療などの関係機関が連携し、個別のニーズに応じた福祉サービス等を組み合わせながら支援を行うことが求められます。

それらの家庭においては、経済的な問題のみならず、複雑な成育歴や疾病・障害・医療的ケアの必要性など、それぞれ抱えている課題がさまざまです。それらの課題に対応できるよう、利用可能な各分野の取組を充実し、支援に活用できる福祉サービス等の選択肢を広げることが重要です。家事支援や生活環境改善、心理的なケア、発達・障害児支援、医療的ケア、教育分野での支援など、子どもや家庭の状況に応じて各分野で専門的な支援を受けられる環境づくりを進めることで、家庭の状況に応じたきめ細やかな支援を行っていきます。

また、ひとり親家庭等における生活状況は、親の就労状況や子どもの成長などに応じて変化していくことから、ひとり親家庭等の複合的な生活課題への対応に向け、「経済的支援」を中心として、「子育て・生活支援」や「養育費確保支援」を行いながら、長期的な経済的自立に向けた「就業支援」を充実し、より安定した生活を維持するための支援を強化します。また、離婚前の子育て世帯に対して、必要な情報や個別相談等の機会を提供し、離婚前後から親子の心身・生活の安定のための支援を実施します。

これらの専門的な支援を担う専門職の人材育成に向けて、児童福祉法に基づく法定研修や専門機能強化研修等(OFF-JT)、職場でのOJTの充実やジョブローテーションのしくみの構築等を通じて、これらの取組を継続的かつ体系的に推進することで、持続可能な支援体制を整備します。



重点1

重点2

重点3

推進項目2 課題を抱えるこども・家庭への支援策の充実(1/6)

| 取組 | 取組内容 |
|-----------------------|---|
| 医療的ケア児への保育受入体制の充実 | 公立保育所21園で対応している医療的ケアについて、これまでの「たんの吸引」、「経管栄養」及び「導尿」に加え、令和8(2026)年4月から、保育・子育て総合支援センター内に設置している保育所4園において、「血糖測定及びインスリンペン型注入器での注射」及び「酸素管理」への対応を試行実施するとともに、試行実施結果を踏まえ、順次実施園の拡大を検討します。 〔事務事業〕P80 保育・幼児教育の質の維持・向上事業 |
| 市営住宅を活用した住宅困窮者に対する支援 | 母子・父子世帯、未就学児童のいる世帯等を対象に優遇措置を実施するとともに、若年子育て世帯等の入居機会の拡大に向けて、期限付き入居制度を推進します。 〔事務事業〕P89 市営住宅等整備・管理活用事業 |
| 不登校等のこどもの居場所づくりの推進 | 「フリースペースえん」において、不登校となった児童生徒等の居場所を提供し、学校外で多様に育ち・学ぶ場として、安心して過ごすことができる環境を整え、こどもの自主性を育み、自発的な活動を支援します。 〔事務事業〕P95 青少年教育施設の管理運営事業 |
| 児童家庭支援センターにおける相談支援の推進 | 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所や区役所、関係機関等と連携を図りながら相談・支援及び心理療法等担当職員が身近な地域での相談支援を実施するとともに、地域の実情や子育て家庭の状況等に応じた事業等の取組を進めることにより、児童虐待の早期発見・早期対応・未然防止に取り組みます。 〔事務事業〕P120 児童虐待等対策事業 |
| 子育て短期支援事業を活用した支援の推進 | 保護者の疾病・冠婚葬祭その他の理由により、家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護を行う「子育て短期支援事業」を行い、育児負担の軽減を図ることで、養育環境の安定化と児童虐待の未然防止につなげます。 〔事務事業〕P120 児童虐待等対策事業 |
| 子育て世帯訪問支援事業を活用した支援の推進 | 家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を対象に、訪問支援員が居宅を訪問し、傾聴や家事・育児の実務的支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」を実施し、家庭の不安や孤立感を軽減し、養育環境の安定化を図ることで、児童虐待の未然防止や早期対応につなげます。 〔事務事業〕P120 児童虐待等対策事業 |

重点1

重点2

重点3

推進項目2 課題を抱えるこども・家庭への支援策の充実(2/6)

| 取組 | 取組内容 |
|----------------------|---|
| 児童育成支援拠点事業を活用した支援の推進 | <p>家庭や学校に居場所がなく、孤立や困難を抱える児童を対象に、安全・安心な居場所を提供し、生活習慣の形成支援、学習支援、進路相談、食事提供などを通じて、児童の健全な育成と家庭環境の改善を図る「児童育成支援拠点事業」を開始し、児童虐待の予防と早期対応につなげます。</p> <p style="text-align: right;">〔事務事業〕 P120 児童虐待等対策事業</p> |
| 親子関係形成支援事業を活用した支援の推進 | <p>育児に不安や悩みを抱える保護者を対象に、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じてこどもとの関わり方を学ぶ機会を提供する「親子関係形成支援事業」を開始し、親子間の信頼関係の構築と育児不安の軽減を図ることで、養育環境の安定化と虐待の未然防止につなげます。</p> <p style="text-align: right;">〔事務事業〕 P120 児童虐待等対策事業</p> |
| こども家庭相談支援における専門職の育成 | <p>保健師・社会福祉職・心理職等の専門職に対しては、職場でのOJTや専門機能強化研修等のOFF-JTを活用した能力開発を通じてスキルアップを図るとともに、職員のスキルや経験に応じたジョブローテーションを推進し、これらの取組を継続的かつ体系的に推進することで計画的な人材育成を推進します。</p> <p style="text-align: right;">〔事務事業〕 P120 児童虐待等対策事業</p> |
| 多職種連携による総合的アセスメントの実施 | <p>福祉・保健・教育等の多職種が連携し、学識経験者等のスーパーバイザーの助言を活用しながら、多面的なアセスメント・評価を通じて、複雑化する支援ニーズに対応したチームアプローチを実践し、母子保健事業等を活用した早期把握と要保護児童対策地域協議会との連携による継続的かつ適切なケース進行管理を推進します。</p> <p style="text-align: right;">〔事務事業〕 P120 児童虐待等対策事業</p> |
| 児童相談所と区役所の連携強化 | <p>児童相談所と区役所地域みまもり支援センターの間で人事交流を進めながら、両機関の業務理解を深める研修を実施し、ケースの状況に応じた個別支援の強化を推進します。</p> <p style="text-align: right;">〔事務事業〕 P120 児童虐待等対策事業</p> |

重点1

重点2

重点3

推進項目2 課題を抱えるこども・家庭への支援策の充実(3/6)

| 取組 | 取組内容 |
|---------------------|--|
| ひとり親家庭等の経済的支援の推進 | ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、安定した生活基盤を確保するため、こどもが高校等に通学するための定期代等や、親の通勤にかかる費用を助成します。また、学費や資格取得のための資金、転居に伴う費用等の貸付を実施します。 〔事務事業〕 P123 ひとり親家庭等支援事業 |
| ひとり親家庭等の子育て・生活支援の推進 | ひとり親の方等が安心して子育てと就業等を両立できるよう、日常生活支援事業により家庭生活支援員を派遣し、家事や育児の支援を行います。また、母子生活支援施設では、母子家庭の保護と自立促進に向けた生活支援を実施します。 小・中学生を対象に、学習支援と居場所の提供を行うことで、生活習慣の習得や高校進学に向けた意欲と学力の向上を図るとともに、中学3年生には模擬試験受験料の補助を行います。また、更なる進学に向けたチャレンジを後押しするため、新たに大学等の進学に向けた支援の充実を進めます。 〔事務事業〕 P123 ひとり親家庭等支援事業 |
| ひとり親家庭等の養育費確保支援の推進 | 養育費の継続的な確保を図り、ひとり親家庭の福祉の向上につなげるため、公正証書等の作成費用や保証会社との契約に要する費用等を補助する「養育費確保支援事業」を実施します。また、離婚前後の家庭に必要な情報や相談を行う機会を提供します。 〔事務事業〕 P123 ひとり親家庭等支援事業 |
| ひとり親家庭等の就業支援の推進 | ひとり親家庭等の生活の安定と自立に向け、個々の家庭の状況に応じた相談支援を行うとともに、必要に応じて自立支援プログラムを策定し、安定した就労につなげる支援を実施します。また、ニーズに沿った各種講座や、資格取得をめざす際に利用できる給付金事業を実施します。 〔事務事業〕 P123 ひとり親家庭等支援事業 |
| 女性相談支援の体制強化 | 経済的困窮や複雑な成育歴等による多様な生活課題を抱えている女性への相談支援の強化に向けた取組を推進します。また、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく支援調整会議を設置し、関係機関と連携しながら、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行える相談支援体制づくりを進めます。 〔事務事業〕 P125 女性支援推進事業 |

重点1

重点2

重点3

推進項目2 課題を抱えるこども・家庭への支援策の充実(4/6)

| 取組 | 取組内容 |
|--------------------------------|--|
| 不登校等のこどもの居場所づくりの推進 | <p>「こどもサポート」について、不登校など、さまざまな課題や困難を抱えるこども・若者(不登校児等)及びその保護者に対して、各区地域みまもり支援センターや学校、専門相談支援機関と連携しながら、居場所の提供や学習支援等を行うことにより、不登校児等を孤立から守り、安心して過ごせる居場所を提供するとともに、不登校児等の社会的な自立に向けて支援します。</p> <p>また、不登校児等に対する居場所の提供については放課後等のこどもの居場所に関する今後の方向性と、学習支援については教育委員会事務局の不登校対策と整合性を図るとともに、同様の事業についても調整しながら見直しを図ります。</p> <p>(事務事業) P125 子ども・若者支援推進事業</p> |
| ボランティア等を活用した不登校等のこども・若者への支援の充実 | <p>児童相談所・区役所等において支援を実施している不登校等のこども・若者を対象として、ボランティアの活用による個別支援や集団活動を通じた支援を行います。</p> <p>(事務事業) P125 子ども・若者支援推進事業</p> |
| ヤングケアラー支援の推進 | <p>家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行うことで、こどもの年齢や成長度合いに見合わない重い責任や負担を負っている状況にあるヤングケアラーを早期に発見し、抱える課題に応じた適切な支援に繋げていくため、こどもが迷うことなくSOSを発信できるよう、ヤングケアラーの概念や相談窓口を分かりやすく伝えるとともに、こどもに関わる大人が気づき、適切な支援に繋ぐことができるよう、支援機関向け研修や普及啓発を進めます。また、ヤングケラーを含め、困難な状況にあるこどもや家庭への支援策の充実を進めます。</p> <p>(事務事業) P125 子ども・若者支援推進事業</p> |
| 障害児等の相談や療育等支援の充実 | <p>発達相談支援センターを運営し、発達障害児・者およびその家族からの相談に応じ、関係機関と連携しながら情報提供や支援を行うとともに、発達障害に関する啓発活動を通じて支援体制の充実を図ります。また、地域療育センター及び子ども発達・相談センター(きつずサポート)において、障害児や発達に心配のある児童への相談や療育、地域の関係機関等に対する支援を推進します。</p> <p>(事務事業) P130 障害児等総合相談・生活支援事業</p> |
| ひきこもりへの支援の推進 | <p>ひきこもり地域支援センターにおいて、広くひきこもり状態にある方や家族に寄り添った相談支援を実施するとともに、関係機関と連携を図りながら、適切な支援機関へつなげる支援を実施します。さらに、「ひきこもり支援ネットワーク会議」を継続的に開催し、切れ目のない支援が提供できるよう関係機関との支援ネットワークを構築します。</p> <p>(事務事業) P130 障害者等総合相談・支援事業</p> |

重点1

重点2

重点3

推進項目2 課題を抱える子ども・家庭への支援策の充実(5/6)

| 取組 | 取組内容 |
|-----------------------------------|--|
| 精神的健康の保持・増進 | 精神障害者の早期治療の促進、自立と社会参加の支援、市民の精神的健康の保持・増進を図ります。 (事務事業) P130 障害者等総合相談・支援事業 |
| 医療的ケア児の相談・支援及び関係機関の連携の充実 | 医療的ケア児(者)とその家族を対象とした専門相談機関を設置・運営し、関係機関と連携した支援を通じて、相談支援体制の充実を図ります。また、「川崎市医療的ケア児連絡調整会議」を開催し、医療的ケア児の現状や課題を共有しながら、今後の支援の方向性やネットワークの強化に向けた協議を進めます。 (事務事業) P130 障害児等総合相談・生活支援事業 |
| 児童福祉法に基づく障害児通所支援サービス等の適切な提供に係る取組 | 医療的ケア児を含む重症心身障害児の受入れなど、支援ニーズの増加・多様化を踏まえた障害児通所支援サービス事業所等の整備を進めるとともに、運営支援や指導の取組を通じ、支援の質の向上を図ります。 (事務事業) P131 障害福祉の基盤確保・運営支援等事業 |
| 障害者の就労支援等に係る取組 | 法定雇用率の引き上げなどにより障害者雇用の拡大が図られる中、就労移行支援事業所や就労援助センターなど就労支援機関を中心とした障害者の一般就労及び就労定着に向けた支援や、企業の雇用を支援する取組など、障害者の企業への就労とその定着に向けた支援を実施します。 (事務事業) P135 障害者社会参加・就労支援事業 |
| 生活保護による支援の実施 | 生活保護受給世帯の子どもが、高等学校等に進学する際の入学料等のための高等学校等就学費を支給するとともに、高等学校等卒業後の大学等進学や就職時の新生活立ち上げ費用として進学・就職準備給付金を支給する等、自立に向けた支援を実施します。 (事務事業) P135 生活保護事業 |
| 生活保護受給世帯等におけるひきこもり等の若者の居場所づくり等の推進 | 生活保護受給世帯等の15歳から39歳の社会的ひきこもり状態にある若者等を対象に、居場所支援、就労支援等を実施します。 (事務事業) P136 生活保護自立支援対策事業 |

重点1

重点2

重点3

推進項目2 課題を抱えるこども・家庭への支援策の充実(6/6)

| 取組 | 取組内容 |
|----------------------------|---|
| 生活保護受給世帯の自立支援の推進 | <p>就労可能な生活保護受給者等に対し、「各種就労支援事業」等を実施するとともに、生活保護受給世帯等の小・中学生に対し、高校への進学などを支援するため、学習支援や居場所の提供、生活習慣取得支援のほか、保護者に対する情報提供、高校進学後の相談支援を実施します。</p> <p>(事務事業) P136 生活保護自立支援対策事業</p> |
| 「だい」OBセンターにおける生活困窮者への支援の推進 | <p>失業等により生活にお困りの市民の相談を行う、「生活自立・仕事相談センター(だい)OBセンター」を運営し、抱えている課題の整理や福祉制度の手続き補助、個々の状況に応じた就労支援など、相談者の社会的・経済的自立に向けた支援を実施します。</p> <p>(事務事業) P136 生活困窮者等自立支援対策事業</p> |
| 課題を抱える若者の就業・職業的自立支援の推進 | <p>若者等多様な人材の就業支援として、キャリアサポートかわさきによる丁寧な相談対応等を実施するとともに、合同企業説明会等のマッチングイベントを通じて若者等多様な人材(求職者)と市内企業とのマッチング機会を創出します。また、若年無業者等への職業的自立支援として、コネクションズかわさきにおいてキャリアカウンセリングや職場体験等を実施します。</p> <p>(事務事業) P137 雇用労働対策・就業支援事業</p> |

重点1

重点2

重点3

推進項目3 社会的養護の推進体制強化と自立支援の推進

さまざまな事情により家庭で生活することができないこどもは、児童福祉法に基づき、可能な限り家庭に近い環境で社会的に養育することが必要です。そのためには、要保護児童の養育を担う里親や乳児院、児童養護施設などの受け皿を確保するとともに、こども一人ひとりの個性や発達段階を踏まえた個別的な支援を行うことが重要です。

社会的養護を受けるこどもは、年齢・成長段階に応じて本来身につけていく愛着関係や他者への信頼感、基本的な生活習慣などが十分に習得できていない場合もあることから、こどもの状況を丁寧に把握し、進学や就職といった将来を見据えながら、計画的かつ継続的に支援を行っていく必要があります。こうした支援を通じて、こどもが安心して生活・学習できる環境を整え、将来の自立に向けた基盤を築いていくことが求められます。

こうした状況を踏まえ、要保護児童の養育を担う里親登録者の確保と、支援体制の充実を図るとともに、より専門的かつ個別的な支援を担う児童養護施設や児童心理治療施設においては、専門性の向上を図りながら、高機能化および地域分散化を推進します。

また、学齢期以降に一時保護される児童が増加している現状を踏まえ、高校生年代等の自立に向けた個別支援を担う自立援助ホームの受入体制の充実を図るとともに、一時保護施設における個別的な生活支援や学習支援など、こどものニーズの変化に対応できるよう、支援体制の強化に取り組みます。

児童養護施設の高機能化・地域分散化

- できる限り家庭に近い環境の確保
- こどもの個性や発達に応じた生活・学習支援
- 支援を担う施設職員の確保・人材育成
- 複数の専門職による一人ひとりの状況に応じた支援の推進
- 地域や学校と連携し、こどもが地域の中で安心して生活できる環境整備

関係機関が連携した里親制度の推進

- 里親支援センターの設置(令和11(2029)年度)
- 制度の普及啓発、リクルート、研修、マッチング、児童委託後の支援まで切れ目なく推進
- できる限り乳幼児期から長期的に 家庭環境で養育できるよう、チーム里親として家庭を見守り
- 養育里親・養子縁組里親の両方登録を促進し、児童の状況や個性に合った里親家庭へ委託できるよう受け皿を充実

重点1

重点2

重点3

推進項目3 社会的養護の推進体制強化と自立支援の推進

| 取組 | 取組内容 |
|----------------------------|---|
| 社会的養育の推進 | <p>社会的養護を必要とするこどもが家庭に近い環境で養育されるよう、児童養護施設等においてはユニット制や地域小規模施設の活用を通じて家庭的な環境での養育を推進します。関係法令に基づく助言・指導、権利擁護の啓発、運営経費の支援等により処遇の向上を図り、すべての児童が安心して生活できる環境の整備を進めます。</p> <p style="text-align: right;">〔事務事業〕 P122 社会的養育推進事業</p> |
| 里親制度の推進 | <p>里親支援事業の中核機関として「里親支援センター」を設置し、里親制度の普及啓発や里親のリクルート、研修、マッチング、里親への相談支援、委託児童の自立支援などを包括的に実施することで、養育里親・専門里親・養子縁組里親の登録促進するとともに、里親委託の推進と里親とこどもへの支援充実を図ります。</p> <p style="text-align: right;">〔事務事業〕 P122 社会的養育推進事業</p> |
| 社会的養護を必要とするこどもの学習・進学支援の推進 | <p>社会的養護を必要とするこどもへ川崎市子ども・若者応援基金を活用した学習支援や社会的養護奨学給付金による進学支援を進めることで、こども一人ひとりが個性や希望に応じて進路を選択できる環境を整えます。</p> <p style="text-align: right;">〔事務事業〕 P122 社会的養育推進事業</p> |
| 一時保護及び社会的養護を受けるこどもの自立支援の推進 | <p>一時保護施設に入所する児童に対し、年齢や発達段階に応じた個別的ケア、生活支援、学習支援を一体的に提供し、一時保護解除後の円滑な自立に向けた支援を推進します。児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の増設を進め、一時保護解除後の円滑な自立に向けた生活支援を推進します。また、増加する中高生の一時保護児童に対しても、年齢や発達段階に応じた個別的ケア、生活支援、学習支援を一体的に提供し、一時保護解除後の円滑な自立に向けた支援を推進します。</p> <p style="text-align: right;">〔事務事業〕 P122 社会的養育推進事業</p> |

トピック 子ども・若者応援基金を活用した機会格差是正の取組

- 本市独自の「子ども・若者応援基金」を活用し、機会格差是正の取組として、里親家庭や児童養護施設等に措置されているこどもの個性に応じた学習支援や、大学等に進学する場合の給付型奨学金を支給することにより、こども達が経済的理由により進学をあきらめることなく希望に応じた進路を選択し、挑戦できる環境を整えています。今後も、こうした取組を広く皆様にお伝えし、基金の趣旨に御賛同いただけるよう取り組んでいきます。



機会格差をなくす取組

① 社会的養護奨学給付金

令和6年度実績 決算額：17,820,000円 事業対象者：31人

里親家庭や児童養護施設等の退所者を対象に、大学等進学時の奨学金や資格取得に要する経費に対し、給付金を支給しました。

| | |
|----------|--|
| 大学等進学奨学金 | 大学等の学資に充てるための給付金 (国公立大学等：月額3万円、私立大学等：月額5万円) |
| 資格取得給付金 | 一般教育訓練講座の受講経費に対する給付金 (対象講座の修了に必要な入学料、受講料、教材費) |

② 学習支援費

令和6年度実績 決算額：19,807,048円 事業対象者：64人

里親家庭や児童養護施設等の児童に対して、児童の個性に応じた学習支援を行うための費用を支給しました。

| | |
|--------------------|--------------------------------------|
| 地域人材・NPO 法人等を活用 | 団体実施の学習支援を利用する場合や施設等に招いて学習支援を行う場合の経費 |
| 教材等を活用 | 里親や施設で、市販の教材等を活用して学習支援を行う場合の経費 |
| 塾及び家庭教師 | 塾や家庭教師を利用する場合の経費 |

利用者の方から届いた声

この度は川崎市社会的養護奨学給付金を頂き、誠にありがとうございます。ご支援は、私にとって学業や生活面で大きな支えとなっております。川崎市からの給付金により、経済的な不安が軽減され、看護の学びに専念できる環境が整いました。将来の看護師としての姿を具体的にイメージする機会が増えました。今後も、看護の知識や技術の習得に励み、地域社会に貢献できる看護師を目指して努力してまいります。

中学1年生から塾へ行きはじめ、分からない所を自分ができるようになるまでゆっくり解説してくれるので、塾に通うことができるようになって良かったです。すごく助かっています。ありがとうございます。

川崎市社会的養護奨学給付金があることで受験の時期のアルバイトも負担なく入れることができたので受験に集中することができました。そのおかげもあり無事に志望する大学、学部に入学することができました。入学してからも大学とアルバイトのバランスをうまく組み立てて生活することができています。ありがとうございます。卒業まで頑張ります。